

## むつ市議会第138回臨時会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成17年11月1日(火曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【議案質疑、討論、採決】

- 第1 議案第218号 むつ市収入役に選任する者につき同意を求めることについて
- 第2 議案第219号 平成17年度むつ市一般会計補正予算
- 第3 報告第40号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第4 報告第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更について)
- 第5 報告第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)
- 第6 報告第43号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第7 報告第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

#### 【議員派遣】

- 第8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（62人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	6番	村	中	徹	也
7番	川	下	八十	美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	山	本	留	義	20番	久保	田	昌	司
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
23番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	良	久	26番	東	谷	正	司
27番	佐々	木	隆	徳	29番	竹	本		強
30番	千	船		司	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
38番	佐々	木		肇	39番	鎌	田	ちよ	子
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
42番	佐	藤		司	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清	四郎
50番	毛馬	内	光	雄	51番	服	部	清	三郎
52番	池	田	正	利	53番	杉	本	清	記
54番	慶	長	徳	造	56番	牛	滝	春	夫
57番	本	間	千佳	子	58番	半	田	義	秋
59番	坪	田	智十	司	60番	斉	藤	孝	昭
61番	中	村	正	志	62番	富	岡		修
63番	川	端	澄	男	64番	宮	下	順	一郎

欠席議員（2人）

28番	立	石	政	男	55番	工	藤	直	義
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	杉山	重一	代査委員	菊池	十田夫
選挙管理 委員会 事務代理	佐々木	鉄郎	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部	名久井	耕一	経済部長	森	正剛
建設部長	藤井	幸男	教育部長	宮下	孝信
教委事務 員局長	新谷	加水	公営局 営長	新谷	博仁
監査委員 局長	小川	照久	総務部・ 総務課 副課長	佐藤	節雄
企画部長 次	工藤	武勝	企画部 調整課 政監	近原	芳栄
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	農事局 局長	西山	肇
企画課 部長	奥島	慎一	企画課 部長	下山	益雄
川舎所 内長	佐藤	吉男	大庁舎 所長	中嶋	康夫
協野所 舎所長	千船	藤四郎	総務課 部長 補佐	濱田	賢一
総務政 務課 主任	中野	敬三			

事務局職員出席者

事務局 長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係 長	古川	俊子
庶務係 主任	濱村	勝義	調査係 主任	青山	諭
庶務係 主任	赤石	奈穂子	議事係 主任	葛西	信弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は61人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## 日程第1～日程第7 議案質疑、討論、採決

### 議案第218号

○議長(宮下順一郎) 日程第1 議案第218号 むつ市収入役に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第218号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第218号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第218号は、これに同意することに決定いたしました。

### 議案第219号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 議案第219号 平成17年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、20番久保田昌司議員。

(20番 久保田昌司議員登壇)

○20番(久保田昌司) 久保田です。それでは、お尋ねいたします。

市長は、今議会の提案理由の中で、消防費ですけれども、危機管理官の設置に要する経費を計上するという説明をなさっております。そこに書かれているとおり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、さらには日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、そういうことを考える中で、この危機管理官を設置したいという提案であります。

そこでお伺いいたします。この危機管理官の設置に関して、その要件となっている、よく言う国民保護法ですけれども、この国民保護法のどういう条文の中に危機管理官というのを置けという文章があるのかどうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 危機管理官を設置したいという考えは、国民保護法に限ったものではございません。天災等も含めて地域住民の方々が危険にさ

らされた場面で敏速な連絡体制をいたし、それを守る体制をつくる、このために設置したいと考えるものでありまして、国民保護法を特に重点的に意識したものではないということをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（久保田昌司） 市長の考えは、多分そうでしょう。せっかくですから私、全文見てみました、国民保護法。195条まであるのです。非常に膨大な法律です。この法律をどういうふう地域で使っていくかというのは重大な課題だと思います。私は、この国民保護法と言われるこの法律の本質は、非常に危険だと思っています。そういう意味では、これを地域でどういうふう扱っていくのか、今後の大きな課題だと思います。

そこで今、市長が答弁なさったように、法律の中では危機管理官というのは一言も出てきません。置かなくてもいいのです。今回この議案が出るということで、せっかくですから、むつ市以外の主な市ではどういうふうになっているのか調べてみました。予想したとおり、1カ所、青森市には危機管理官を置いています。しかし、ほかの市ではどこも危機管理官を置いていないし、今後置こうともしていないというのが実態です。私、電話で全部確かめてみました。そうすると、青森市の場合ですけれども、危機管理室というのがありますが、その中のある職員の方とお話することができました。その中には、元県警の職員、元消防の職員、元自衛官、こういう方々を3人囑託も含めて採用し、職員5人体制でやっています。防災計画とか災害対策の検討が主な仕事だというお話をされていましたが、それでも、「危機管理官はどうなさっているのですか」と聞いたら、「決裁する程度だね」という話を私にはしました。細かいところはわかりません。では、ほかの方はどうかということ、ほとんど今の段階では、企画課ある

いは総務課等でこの国民保護法の要請による来年度以降の業務に対応しようとしています。

ただ、その中で興味深かったのは五所川原市の話です。自衛隊の方から、退職自衛官を危機管理官として採用してくれないかという話があったと。それも断ったという話です。どこの自治体も財政大変ですから、自前でできるのだったらやりたいという、そういう話です。今回市長が提案しているのは、退職自衛官の再就職という、そういう程度の低いところでの提案ではないと市長もおっしゃると思うし、それ以上のことを私は言いません。そこでやりとりしても結論出ませんので。実際この国民保護法の要請による対策本部、さらにはいろんな保護計画をつくっていくのは来年度でしょう。皆さん大変だと言っていました、ほかの市の担当者も。そういう意味では、今までと違った覚悟を決めて市の職員、市の体制がつけられなければならないということです。

現在4市町村が合併して新しいむつ市ができたわけですね。合併した場合、市の職員あるいは市の全体の政策能力、あるいは企画能力が高まるのだというのが合併の推進の一つの理由でありました。私は、合併を賛成というわけではないですけども、そういう意味では合併して力がついた市の力で、独自の力で保護計画、対策本部等をつくったらどうですか。市長に伺います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 実は、今年度に入りまして、対策室はつくってあります。職員の力を十二分に発揮してもらう体制は確立してあるはずであります。ただ、国民保護法をお読みになったというお話ですから、あえて私からも申し上げますと、自治体の力が非常に強く求められる形の法律になっております。憲法で定めておる財産権をも一時的に否定せざるを得ない、そういう内容が含まれておる法律であります。そういう際に、いかなる措

置がとられるか。言い忘れましたが、この法律の基本的なテーマは、テロと災害です。テロが発生した、災害が発生した時点でどういう体制をとるか、これには基本的に市町村が最も大きな力を求められる。しかし、市町村の力だけでは不十分なので、都道府県、そして警察、消防、自衛隊、総力を結集してそれに対応していく、こういう内容を持った法律であります。その法律を適用することがないように強く望むものでありますけれども、しかしテロはともかくとして、ともかくとしてという言い方は、これは余り正確な言い方ではありませんが、災害の場合に緊急対策がおくれたというケースが阪神・淡路大震災であり、知事が県庁に着くまで4時間かかっている。その後に自衛隊に出動を要請している。そのために初期出動が非常におくれたというようなことが経験として残されているわけであります。そういう体制を国民保護法は、知事が特別な要請をしなくても、いずれの機関かがそういう危機的状態が発生しているということが認識されると発動をしていくということがこの法律の基本精神であります。でありますから、役所に危機管理対策室、これを用意することは必要なことでありますので、我々は用意しております。

その中に、さらに連絡を一層密にする必要があるということで青森市もいち早く、ここの警察署長を務めた方でありました、刑事部長もやっておりますが、そういう方を危機管理官に任命していると。非常勤の特別職であります。

我々のところには、最近自衛隊の施設があるということが意味ではテロの対策を必要とするのではないかという言われ方がございます。原子力発電所が稼働を始めます。これも、またテロの対象になり得るということであります。これは、スペインやイギリスなどで何を対象としてテロが起こったのか、理由を解析することの必要性を慎

重にまだやっている段階であります。イギリスの場合は、多分アメリカと共同でイラクに出兵しているということが原因だろうと言われておりますけれども、それも確かではない。そのような国際的に何が起こるかわからぬ状態が今生まれつつある。そういうときに国民保護というよりも、地域住民をいかにして守るかということに強い意識を働かせなければならない。

例を挙げられた市の場合、財政が厳しいから、そんなものは置けないと、こうお断りになったというお話をなさいましたけれども、そういうことではないと思います。少ない経費で大きな成果を上げる体制をつくっておく必要がある、これが私どもの考えでございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（久保田昌司） 市長の情勢認識はわかりました。わかりましたが、先ほど来、私もお話ししたように、その国民保護法を見て、どこに危機管理官が出てくるのか、楽しみにしながらずっと読んだのですけれども、やはり必要ないなというのは私自身の最終結論でした。確かにその国民保護法ができて、県及び市町村の体制づくりは大変だと思います。この法律の20条あるいは28条、さらには35条等を見ていくと、この法律が要請している課題というのは非常に大変だと。多くの方々がこの法律の成立に関して反対したわけです。私たちの方も反対したわけでありましてけれども、これは法律そのものの議論をしているのは成立した後ですから、今詳しくは言いませんけれども、やはり市独自の中で職員の力を思いっきり発揮してもらってやるしかない。財政も厳しい、それはもう市長が毎回おっしゃるとおりです、私もわかりません。そういう意味では、法律が要請していない危機管理官は特に設置する意味はない。そういう認識のもとに私は進むべきだと思います。市長の考えはわかりましたけれども、私はそう思います。

終わります。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 61番。

(61番 中村正志議員登壇)

○61番(中村正志) ただいまの久保田議員の発言の中で、退職自衛官の再就職という程度の低い提案ではないと思うがというふうな発言がございました。日ごろ崇高な任務を行っております自衛官に対しまして、非常に適切ではない、あるいは誤解を招くような表現であると思われるので、発言の訂正を求めます。

○議長(宮下順一郎) ただいまの61番中村正志議員の議事進行は、先ほど久保田昌司議員の発言の中に不適切な表現があるというふうなことにしまして、発言の訂正を求めるといふ議事進行でございました。議長としては、後刻会議録を精査のうえ措置したいと思っております。よろしくお願いをいたします。

これで久保田昌司議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第219号 平成17年度むつ市一般会計補正予算について、2点ほどお尋ねいたします。

まず、この補正予算の中には継続費補正ということで、脇野沢庁舎の建設事業、これ2年でやる事業であります。総額が補正前が2億5,150万円、補正後が1億9,281万円ということで6,000万円ぐらい減額をされております。提案理由の中には、設計の見直しという説明をしておりますが、ちょっとこれだけではどういう見直しだったのかわかりませんので、前にも新聞にちょっと庁舎としては大きいのではないかとということで、縮小した方がいいというふうなことで事業の縮小云々という記事もありましたので、そういうのとも関連して設計の見直しがあったのかどうか、そこら辺

具体的に教えてもらえればなと思います。

そして、2点目ですが、今回の補正予算にはかなりアスベスト対策ということで、第一川内小学校、川内中学校、あと大畑公民館の工事費が計上されております。このアスベスト対策も大変重要なものですので、これで大体アスベスト対策は万全というふうな形なのか、それともまだこれから対策が必要な施設があって、今後そういう施設に対する対応の予定もあるのかどうか、この2点よろしくお願いをいたします。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) まず1点目の脇野沢庁舎の件についてお答えいたします。

この脇野沢庁舎の計画につきましては、合併前の計画でございました。その後3月14日に合併いたしましたして、職員の異動が4月1日からあったわけですが、まず10人ほど異動になってございます。当時の設計計画を見ますと、約六十四、五人の人員配置という形で設計されておりました。現在脇野沢庁舎には50人の職員が勤務してございます。そういうこともございまして、当初の面積が880平米から、今設計終わりました610平米ほどに縮小してございます。それから、当時の2階建てから1階建てにしてございます。それから、車庫につきましては3棟から1棟に縮小してございます。その結果、先ほど議員のお話でありましたように、2億5,000万円から1億9,000万円ほど、約6,000万円の減額となりました。

次は、アスベストの件でございます。予算では第一川内小学校、それから川内中学校、大畑公民館等の工事の予算を計上してございます。前には、それぞれアスベストにつきまして公の施設をすべて調査いたしました。その結果、教育施設についてはこの3カ所がアスベストが含有しているということで、この3施設につきましては今年度中に市民あるいは児童・生徒とのかかわりから、早急

に工事した方がいいだろうということで今臨時会に提案いたしました。その他につきましては、現在のところないと思っております。

それから、一部事務組合の関係、ここで話してよろしいのかどうか、むつ総合病院、それから脇野沢診療所、川内病院、それから下北地域広域行政事務組合では、はまゆり学園、それから消防庁舎、これらもアスベスト対策として工事を施行いたします。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） アスベスト対策についてですが、9月16日付の私の方に配られた公共施設の調書によると、大畑庁舎の機械室、これがアスベストが0.9あって、除去方法について検討中と書いております。今回の工事にはこの大畑庁舎がついていないので、これについてはどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

大畑庁舎につきましては、アスベストがあります。厚生労働省では、その含有率が1%未満であれば人体に影響がないということが出ております。しかしながら、大畑庁舎につきましても、決してやらないということではなく、今厚生労働省が平成18年度に向けて、このアスベスト対策について補助対象もするやの報道もされておりますので、平成18年度にこの大畑庁舎については施工してまいりたいと。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次は、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 私は、横垣議員もお尋ねされましたが、脇野沢庁舎の関係の部分についてもう

ちょっと詳しくお聞きをしたいと思っております。

まず、この予算全体の流れをずっと見てまいりまして、いわゆる来年度の事業施行をするために補正した額の一部を積立金に積み立てておられるわけですが、私の承知している範囲では、まだ決算が出ておりませんが、平成16年度の決算の際にも2,945万3,000円積み立てをいたしておりますので、結果的には1億9,000万円程度の積み立てになると思っておりますが、これはどういうことになっているのか。

それから、この設計はもう既に終わっているのかどうか。それから、入札の予定はいつごろ、そして完成はいつごろになるのか。

それから、いわゆる年度割、今補正予算の年度割で見ますと、2,558万7,000円に13.3%がことしになっておりまして、この内容を見ると、工事入札をして事業の着手、仮設をすれば、この程度のものに終わってしまうのではないかと思いますので、事業の完成がそれだけ伸びていくという形が見られる予算になっております。

また、庁舎建設費の2款1項24目を見ますと、現在補正後で合計しますと3,849万4,000円になっております。この中で、特に備品購入費が今回305万円減額してございますけれども、当初700万円見込んでおります。結果的に394万8,000円、予算上残っているわけですが、いわゆる年度割の中にこれらが実際的に1,300万円程度年度割、継続費の決定の中に入っていない金額が予算上あるわけです。その施行は、あるいは執行はどのような形で行われていくのか、それをお知らせ願いたいのです。

それから、この設計に当たって、減額に当たって、いわゆる職員の数の問題、あるいは脇野沢庁舎の役割の問題等がいろいろ議論になりまして、そのご配慮でこういう形になったわけですが、これに伴って余裕金が出る計画になっているはずなのですが、その部分についてどのような形で対処す

る考えなのか。特に地元から出ている福祉センターなどの配慮についてはどういう仕組みになっているのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） まず、工事についてお話ししたいと思います。

平成17年度、平成18年度の2カ年で工事を施行いたします。今年度は、今臨時会の予算が通りますと、即その入札に入ります。この時期に入りますと、当然雪をつかむこととなりますので、今年度は本体ということではなく、あくまで基礎工事が主なものになります。それで、来年度1月ぐらいになりますと全体の建設工事が始まります。当然に電気設備工事、あるいは機械設備工事もその中に入ります。今2カ年で継続費盛ってございますのは、その工事のものだけでございます。そのほかに平成18年度は外構工事、あるいは防災無線の移転がございます。さらには、イントラネットの整備等も出てまいります。現在脇野沢庁舎ありますけれども、その解体工事が出てまいります。先ほど備品の話申し上げましたけれども、当然に施設が縮小されますので、その備品についてもおのずと縮小されてまいります。来年度は、この備品につきましては450万円ほど計上する予定になっております。

私からは、以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 若干補足させていただきます。

余裕金ということのお話がありました。これは、工事が実際に終わりますと、約1,000万円前後の余裕金が出るようになっております。ただ、これも解体する工事の分がこれからありますので、その分によって若干左右されますけれども、おおむねそういう額が余裕金として出るのではないかなと。これは、かねてから皆様方からご要望

ありましたとおり、平成18年以降の過疎事業の中で集会施設等のために使用するということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 一つ答弁漏れがございました。

この庁舎建設につきましては、移転補償ということでお金が入ってきてございます。このまま工事を施行いたしますと、当然に規模を縮小してまいりますので、剰余金が出てまいります。この脇野沢庁舎の移転補償につきましては、合併前に既に締結したものでございまして、その剰余金につきましてはこれからのこととなりますけれども、当然に脇野沢地区の整備に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 基金についての答弁、お願いいたします。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 補足いたします。

基金でございますが、この予算書の9ページにございますとおり、公共施設整備基金費ということで残りの部分を盛っておりますけれども、これはあくまでも脇野沢庁舎のための残りの分の工事のために使っていくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 期待する答弁が得られましたから、納得できたわけでありましてけれども、ただこれにちょっと関連して、議長よろしいですか。庁舎に隣接して建設しました交流センター、この交流センターの使用後の状況で、非常に使用上問題になる点が出されておるわけです。何が出されたかといいますと、カーテン、暗幕設備がほとんどアリーナの中に設置されていないということで、ついせんだって下北地区の婦人団体幹部連絡

研修会を開きました際に、その会場内で文書を見ること、それからスライド映写を見ることに非常に難儀があったと。苦情も出たようであります。これらに対しては、教育委員会の保健体育課長にもご連絡しまして、対処方をお願いしてあるわけですが、同じ補償金の中ですから、その辺のところのやりくりをしていただいて、何とかそういう面を解消していただくということのご配慮をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） それぞれの担当と協議して、前向きに検討いたします。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第219号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第219号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第219号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本案に対しては、目時睦男議員外7人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者から修正案の説明を求めます。

44番目時睦男議員。

（44番 目時睦男議員登壇）

○44番（目時睦男） 議案第219号 平成17年度むつ市一般会計補正予算について、一部削除の修正案を次の理由により提出いたします。

今回提案されました一般会計補正予算書の中に、さきの6月定例会において否決された特別職配置経費2名分が1名分75万円に変更されて提案されておりますが、その理由については不透明であるばかりか、さきの6月定例会での議会の意思

決定を軽視するものであり、遺憾であると言わざるを得ません。

特別職参与として危機管理官を配置したいという考え方は、さきに制定されております略称国民保護法の趣旨から考えれば一定の理解はできますが、法律の趣旨が危機管理業務の円滑な運営と指揮命令権の明確化にあることを考えれば、単なる非常勤の特別職として配置することは極めて不十分なことであります。それよりも今、当むつ市にとって必要なのは、危機管理業務を含めた防災課を設置し、責任者のもとに指揮命令系統の明確化を図り、いかなる災害にも対応し、市民の安全、安心を守ることにあると考えます。

また、財政面において、当むつ市の財政状況を見れば、端的に申し上げて不要不急の支出は厳に抑制すべきことであります。特に今回提案の議案第219号には歳入不足額、いわゆる通称空財源と言われる額が1,233万4,000円計上されております。加えて報告第42号で168万8,000円、報告第44号で3,341万2,000円の歳入不足額が計上されており、財政危機は予断を許さない状況にあります。したがって、今必要なのは、さきに申し上げました不要不急の支出を厳に抑制し、財政再建の道筋を議会及び市民に一日も早く提示することであります。

以上のことから、特別職としての危機管理官1名分の配置経費75万円は削除することを提案しますので、議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（宮下順一郎） これで提出者の説明を終わります。

この際、議事整理のため10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありません。

これより議案第219号 平成17年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

まず、本案に対する目時睦男議員外7人から提出されました修正案について採決いたします。

この採決については、目時睦男議員ほか5人から、無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（宮下順一郎） ただいまの出席議員数は61人です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（宮下順一郎） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（宮下順一郎） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。修正案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて、順次記載台で記入して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

（事務局長氏名点呼・投票）

○議長（宮下順一郎） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（宮下順一郎） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番村川壽司議員、22番工藤孝夫議員、62番富岡修議員を指名いたします。

よって、12番村川壽司議員、22番工藤孝夫議員、62番富岡修議員の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（宮下順一郎） 投票の結果を報告いたします。

投票総数61票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 4 2 票

反 対 1 9 票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。この採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（宮下順一郎） ただいまの出席議員数は61人です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（宮下順一郎） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(宮下順一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番村川壽司議員、22番工藤孝夫議員、62番富岡修議員を指名いたします。

よって、12番村川壽司議員、22番工藤孝夫議員、62番富岡修議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数61票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 52票

反対 9票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

報告第40号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第3 報告第40号

専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第40号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第41号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第4 報告第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第41号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第41号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第41号は承認することに決定いたしました。

報告第42号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第5 報告第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、発言を許可します。18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番（柴田峯生） 報告第42号の一般会計補正予算の専決された中で、脇野沢の斎場についての改修費が出ております。これにつきましては、市長も市長選挙の際に街頭演説の中で、従来からの管理が行き届いていなかったために起きたのではないかというお話もありました。特に焼いているさなかに炉の中が爆発をして破損したという事態であります。これは、やはり明らかに日常の管理が行き届いていないと。それと、たまたま台風の後で強風下にあるということから、実際的には排煙口のふたが閉じられたままで焼却に入ったために、内部にガスが充満し爆発をしたと、こういうことだと大体伺っておりますけれども、その事故の内容について、まずお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 事故の内容についてお答え申し上げます。

まさに9月8日の火葬業務中に誘引送風機の羽根車が損傷いたしまして、火葬中にバーナーによる火葬ができなくなったという不測の事態を引き起こしました。ご遺族の方、さらには市民の方々に対しましては多大なご迷惑をかけてしまいました。改めましておわびを申し上げたいと存じます。

そういうことで、管理につきましては年2回、旧村の方でも委託をいたしております。管理をしておりました。今回の誘引送風機といいますのは、火葬炉のすぐ上にありまして、強制的に排気をするという、いわばファンであります。それが一部破損して壊れてしまったということで、強制換気ができなくなったということでもあります。それで、このたびの6月の点検のときにはそういう状況が見つからなかったわけですが、9月の8日に事態が発生したということでもあります。6月の点検のときには、台車とか、主要の火葬炉のセラミック等の損傷が少しあるので、修繕の計

画をしてくださいという報告を受けております。それで、今回は実際には損傷しました誘引送風機の取りかえと内部の火葬炉のセラミックの張りかえ、それから霊台車もかなり傷んでおりますので、これもあわせて修理をして、こういう事態が引き起こらないようにしたいということで対処しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） それで、この事故に関連しまして、私たちは非常に不愉快な思いをしてきたわけですが、市長もお話のように、そういう実態なわけでありまして、ここを管理している管理人の言動が非常に私どもを侮辱するような発言が行われておったということで、私は今後の斎場の管理のあり方について市長にお願いしたいのですけれども、やはり特別指定管理者制度を設けて、川内、むつなんかと一緒にして一体的な管理をするという方向が私は非常に望ましいのではないかと思います。そういったことで、特に管理人の言動については、前村長ならすぐ予算をつけてやるのに、議員は何をしているのだというようなことで、議員は無能だと言わんばかりの言動を吐いたということですので、私は絶対許しがたい発言だと思っているわけです。現実に市長がいち早く9月20日に専決処分なさって工事措置をしているにもかかわらず、これはやはり市当局あるいは我々議会議員に対しても非常に遺憾な発言であったと私は思っています。そういったことから、今後の管理の方法等についても検討をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 斎場の管理の方式は、旧4市町村それぞれに独特のものを行っておりますので、ご発言のようなことに関しましては、少し研究をさせてみたいと思えますので、ご了解願いま

す。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 最初に申し上げるのを失念したわけですが、農業用の災害施設の復旧についても、本当に市長以下現地においでになりまして、対応されていると思いますが、現実の災害の復旧の今後の見通し箇所などをひとつお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

柴田議員ご承知のとおり、去る9月18日に生じました豪雨によりまして、瀬野牧場内の水路決壊、あるいは川内地区の川内袋川地区の畑のり面の崩壊等々、農業用施設に被害が生じております。その被害状況でございますけれども、一番被害があったのは瀬野牧場でございます。水路の決壊、崩壊が7カ所、あるいは牧草地に土砂の流入、これは約1,000立米、それから牧道の決壊、合わせて約1,900万円ぐらいの被害と見込んでおります。それから、同じく脇野沢の滝山牧場、これは牧道が崩壊しておりますけれども、約400万円、それから川内地区でございますけれども、蛸崎におきましては用水路の崩壊、それから先ほど言いましたとおり、袋川の畑のり面、これは幅5メートル、それから高さ5メートルということで1,000万円、被害の生じた箇所が12カ所ということで、合計の金額は4,800万円を見込んでおります。

それで、今後の見込みでございますけれども、今職員たち、プロジェクトチームをつくりまして、本庁、川内、それから脇野沢の職員でチームをつくりまして、現在測量を終わって設計をしている段階でございます。その成果品を11月4日県に持っていくことにしております。そして、国の方ですけれども、東北農政局の災害査定官が来るのが12月1日と2日、現地査定をすることになって

おります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で報告第42号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第42号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第42号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第42号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第43号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 報告第43号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第43号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第44号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第7 報告第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

( 18番 柴田峯生議員登壇 )

○18番(柴田峯生) まず、第2表の債務負担行為の関係で982万8,000円計上されております。それで、この災害の箇所の状況をお知らせ願いたいと思います。

それと、7ページにありますけれども、公共施設災害復旧費の465万2,000円ですか、この内訳をお知らせ願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(藤井幸男) 市道九艘泊源藤城線災害復旧事業にかかわります債務負担行為の状況、この道路の状況というようなことでございます。議員ご承知のとおり、この路線は冬期間閉鎖になっております。それで、4月末に路線を調査いたしました。その調査のときに、のり面を保護しておりますコンクリートにはらみがちょっと見られたということでございます。これは、全体を調査いたしまして、のり面の上部の方に地すべりの兆候が見られたということでございます。これから工事をやるに当たって詳細に調査をしたいというようなことでございます。よろしく申し上げます。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 7ページの公共施設災害復旧事業費についてお答えいたします。

まず、場所について申し上げたいと思います。これは、川内地区のスパウッド、道路を隔てて山側になりますけれども、川内町板子塚ののり面が崩壊してございます。そののり面の上方に民家がございまして、この4月の融雪被害も出たわけですけれども、そのときにつきましては、ある程度の応急措置で終わってございます。それが9月18日夜にかけましての大雨によりまして、その部分の土砂が崩れてございます。それで、その住宅には2世帯の家族の方がおりまして、5名が住んでございます。そういうこともございまして、危ないということで、9月22日付で避難勧告をして

ございます。現在は市営住宅と親戚の家で生活しているようでございます。それを受けまして、その改修工事にどれくらい経費がかかるのか、地質調査も含めまして、この委託料で調査するものでございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 18番。

○18番(柴田峯生) 債務負担行為の九艘泊の関係ですけれども、こののり面につきましては、この道路工事開削の際に私も測量の土壌の深さの調査に直接関与した体験があるのです。非常に土壌が浅いというようなことで、谷底へ来ますとかなり深い谷底になるのですけれども、のり面はほとんど10センチから15センチの範囲内で木が生えているという状態ですので、これからも十分その辺考慮したうえで安全管理を図っていただきたい。これは、希望を申し上げておきます。

川内の分につきましては、できるだけ早い機会に措置されるよう望みまして、質疑を終わります。

○議長(宮下順一郎) これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で報告第44号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第44号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第44号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第44号は承認することに決定いたしま

した。

## 日程第 8 議員派遣

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第 8 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

## 閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第138回臨時会を閉会いたします。

午前 1 1 時 5 4 分 閉会